

事務事業評価表 平成24年度

政策 市民協働によるまちづくり
 施策 自助・互助・公助のまちづくり
 基本事業 市民活動団体の支援と相互連携

事業名 **地域まちづくり会議支援事業**

[5247]

部名	企画政策部	事業開始年度	平成12年度	実施計画事業認定	非対象
課名	政策調整課	事業終了年度	平成23年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
<p>対象</p> <p>(誰、何に対して事業を行うのか) 市民</p>	<p>手段</p> <p>(事務事業の内容、やり方、手段) ・中学校区毎の市民及び団体を単位として、地域が主体となってまちづくりについて考え活動する「まちづくり会議」を開催する。 ・市職員が地域担当職員として、地域のまちづくり会議に参画すること等により、行政情報の提供や地域の課題解決、まちづくりのサポート等を行う</p>
<p>意図</p> <p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか) 地域の市民が主体となって課題解決に取り組み、アイデアや提言を出すことで、地域活動やまちづくりが進展する。</p>	

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度当初
対象指標1	市民	人	122,568	122,138	121,705	
対象指標2						
活動指標1	まちづくり会議や事業の実施数	回	20	17	3	0
活動指標2						
成果指標1	まちづくり会議や事業の参加者数	人	4,756	5,307	3,950	0
成果指標2						
単位コスト指標						
事業費計 (A)		千円	45	50	48	0
正職員人件費 (B)		千円	2,489	2,418	803	0
総事業費 (A) + (B)		千円	2,534	2,468	851	0

費用内訳	
23年度	需用費 48千円

事業を取り巻く環境変化

事業開始背景	市政への市民参加の一手法として、市民と行政の対等なパートナーシップを目指し、平成12年度より地域担当職員制度を創設した。	事業を取り巻く環境変化	地域の意識が単なる行政側に対する要望事項の実現から、地域の生活環境向上にむけた、よりきめ細かな連携・コミュニケーションを求める方向へと変化しつつある。
--------	--------------------------------------------------------------	-------------	-----------------------------------------------------------------------------

23年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

- 義務的事務事業
- 妥当である
- 妥当性が低い

理由・
根拠は？

市民と市とが行政情報を共有する中で、市民が主体となってまちづくりを行っていく仕組みを築いていくことは、協働によるまちづくりを展開する上で必要なものである。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

- 貢献度大きい
- 貢献度ふつう
- 貢献度小さい
- 基礎的事務事業

理由・
根拠は？

地域住民自らがまちづくりに取り組むことで、協働によるまちづくりが進展する。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？

- あがっている
- どちらかといえばあがっている
- あがらない

理由・
根拠は？

各地区ごとに、自治会や地域で活動している方などによって、構成される「地域まちづくり会議」を立ち上げ、事業を展開することとしていたが、会議の立ち上げや継続した運営、事業を展開する上での課題などが散見され、一部の地区を除き、継続した活動が難しく、休止状態となり活動を継続している2地区以外は終了した。

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

- 成果向上余地 大
- 成果向上余地 中
- 成果向上余地 小・なし

理由・
根拠は？

これまでの事業フレームでは課題が多いうえ、ほとんどの地域で活動が行われていない状況となっていたため、活動を継続していた2地区の了承を得て、地域担当職員制度としては平成22年度をもって終了することとした。平成23年度は、江北、二中で事業を開催し、チラシ等の作成に係る印刷費での支援を行った。

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

- ある
- ない

理由・
根拠は？

地域担当職員制度としては、平成22年度末をもって終了したが、当初の目的であった市民への市政情報などの周知や課題の共有を図るため、平成23年度からは、自治基本条例啓発事業の中で、地域の要望に応じて職員が出向く「出前講座」をルール化し実施している。